

一般財団法人富山県建築住宅センター
建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人富山県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第7条に基づく「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」（以下「ガイドライン」という。）並びに一般社団法人 住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が定めた法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価業務実施指針（以下「指針」という。）及び建築物省エネルギー性能表示制度評価業務方法書（以下「方法書」という。）のいずれも最新のものに従い行う、建築物の省エネルギー性能の評価（以下「評価」という。）の業務の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、ガイドライン並びに指針及び方法書のほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第3条 評価を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域は、センターの住宅性能評価業務規程によるものとする。

(評価の業務を行う建築物の区分)

第4条 センターが、評価の業務を行う建築物については、新築の一戸建て住宅とする。

第2章 評価業務の実施方法

第1節 申請手続き

(建築物省エネルギー性能表示の申請)

第5条 建築物省エネルギー性能表示（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System、以下「B E L S」という。）に係る評価の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）又は申請の手続きに関する一切の権限を申請者から委任された者（以下「代理者」という。）は、センターに対し、次の各号に掲げる図書（以下「評価用提出図書」という。）を提出しなければならないものとする。

- (1) B E L Sに係る評価申請書 正副
(別記様式第1号)
- (2) 設計内容（現況）説明書 2部
- (3) 申請添付図書 2部
- (4) 一次エネルギー消費量および外皮計算書
(申請する評価手法により異なる) 2部
- (5) その他必要な書類 2部
- (6) B E L Sに係る評価物件 掲載承諾書 2部

2 評価用提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(評価書が交付された後に行う計画の変更に係る評価の申請)

第6条 申請者は、第10条第1項のB E L S評価書の交付を受けた建築物の計画を変更する場合において、センターに変更に係るB E L Sに係る評価の申請をすることができる。この場合、申請者はセンターに対し、次の各号に掲げる図書を、提出しなければならないものとする。ただし、従前のB E L S評価書が他の機関で交付されたものについて、センターに変更申請を行う場合は、新規の申請として取り扱うものとする。

- (1) B E L Sに係る変更評価申請書 正副（別記様式第2号）
- (2) 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの 2部
- (3) 直前の評価の結果が記載された評価書又はその写し 1部

2 第5条第2項の規定は、変更に係る申請について準用する。

(申請の受理及び契約)

第7条 センターは、第5条又は第6条の申請があったときは、次の事項を確認し、当該評価用提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る建築物の所在地が、第3条の業務を行う区域内であること。
 - (2) 申請に係る建築物の区分が、第4条の業務を行う区分に該当するものであること。
 - (3) 評価用提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (4) 評価用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 評価用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の確認により、評価用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に評価用提出図書を返却する。
- 4 センターは、第1項により申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは別に定める建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款（別紙）に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の評価業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 申請者は、提出された書類のみでは評価を行うことが困難であるとセンターが認めて請求した場合は、評価を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにセンターに提出しなければならない旨の規定
 - (2) 申請者は、センターが申請に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の評価用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) B E L S評価書の交付前までに、申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までにセンターに変更部分の評価用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとセンターが認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別に改めて評価を申請しなければならない旨の規定
 - (4) センターは、B E L S評価書を交付し、又は評価書を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
 - (5) センターは、申請者が第1号から第3号までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
 - (6) センターは、不可抗力によって、業務期日までに評価書を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
 - (7) 申請者が、その理由を明示の上、センターに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとセンターが認めるときは、センターは業務期日の延期をすることができる旨の規定
 - (8) センターは、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに評価書を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の評価書の交付前に申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（別記様式第3号）をセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、評価の業務を中止し、評価用提出図書を申請者に返却する。

第2節 評価の実施方法

(評価の実施方法)

第9条 センターは、申請を受理したときは、速やかに、第13条に定める評価員に評価を実施させるものとする。

2 評価員は次に定める方法により評価を行う。

(1) 評価用提出図書をもって評価を行う。

(2) 評価用提出図書が申請書に記載されている性能を有しているかどうかを確認する。

(3) 評価を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が申請書に記載されている性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて評価を行う。

3 評価員は、評価上必要があるときは、評価用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

(B E L S評価書の交付等)

第10条 センターは、評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかにBELS評価書を申請者に交付するものとする。

(1) 評価用提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき

(2) 評価用提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

(3) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき

2 前項の評価書の交付番号は別表に定める方法に従うものとする。

3 センターは第1項各号に該当するためBELS評価書を交付しないこととした場合においては、その旨の通知書（別記様式第4号）を申請者に交付するものとする。

4 センターはすでに評価書の交付を行っている建築物に対し、当該建築物の関係者より交付の申請があった場合は、評価書の交付を行うものとする。この場合、センターは当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面を持って確認するものとする。

(プレート等の交付)

第11条 センターは、申請者より依頼があった場合、第10条のBELS評価書に併せて、協会が作成若しくは認めるプレート又はシールの交付を行うものとする。方法書別記様式第1号第2号についてはシール又はプレートを、方法書別記様式第3号から第6号についてはシールで申請者に交付するものとする。

また、協会が認めるプレート等の交付を行う場合は、プレート等の発行の有無について協会に報告するものとする。

第3章 評価料金

(評価料金)

第12条 センターは、評価の実施に関し、別にセンターにおいて定める評価料金を徴収することができる。

2 前項に定める評価料金の規程（以下「料金規程」という。）には、以下の事項を含むものとする。

(1) 評価料金の収納方法

(2) 評価料金を減額するための要件

(3) 評価料金を増額するための要件

3 料金規程はセンターのホームページ上に公開を行うものとする。

第4章 評価員

(評価員)

第13条 センターは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）第13条に定める評価員で、かつ共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出について知識を有する者を評価員として選任する。

(評価員の教育)

第14条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、センターの行う評価業務に関する研修を受講させるものとする。

(管理者)

第15条 センターは職員の中から、B E L S業務の管理者となる者を任命する。

2 管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第16条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価業務に関する公正及び適正性の確保

(評価業務に関する公正の確保)

第17条 センターは、センターの役員又はその職員（評価員を含む。（以下本条において同じ。））が、申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わないものとする。

2 センターは、センターの役員又はその職員が、申請に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わないものとする。

（1）設計に関する業務

（2）販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

（3）建設工事に関する業務

（4）工事監理に関する業務

3 センターは、その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかがセンターの役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該申請に係る評価業務を行う場合に限る。）は、当該申請に係る評価を行わないものとする。

（1）申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合

（2）申請に係る建築物について、前項の各号のいずれかに掲げる業務を行った場合

4 センターは、技術的審査に係る業務の公正かつ適正性を確保するため、協会が必要と認めた場合に行う監査等に協力するものとする。

第6章 雜 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第18条 センターは、次の各号に掲げる事項を記載した評価業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、評価業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

（1）申請者の連絡先及び申請者の氏名又は名称（※）

（2）建築物の名称（テナント毎又は住戸単位等で部分評価を実施した場合は、当該箇所の特定が行える情報を記載）（※）

（3）建築物の所在地及び基準省令第1条第1項第2号イ（1）に定める地域区分（※）

- (4) 建築物の階数、延べ面積、構造 (※)
- (5) 申請対象部分の用途 (※)
 - (建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)別紙の表の用途区分のうち、主要用途をできるだけ具体的に記載)
- (6) 新築・改修の竣工時期(計画中の場合は予定時期) (※)
- (7) 星による 5 段階のマーク (※)
- (8) 採用した評価手法 (※)
- (9) BEI の値 (※)
- (10) 設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※)
 - (設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超える場合においては増加率とする)
- (11) 単位面積当たりの設計一次エネルギー消費量
- (12) 単位面積当たりの設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く)
- (13) 単位面積当たりの基準一次エネルギー消費量
- (14) 単位面積当たりの基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く)
- (15) 各設備の単位面積当たりの設計一次エネルギー消費量又は BEI
- (16) 各設備の単位面積当たりの基準一次エネルギー消費量
- (17) 基準一次エネルギー消費量への適合(「適合」)又は不適合(「-」)(その他一次エネルギー消費量を除く) (※)
- (18) 外皮基準への適合(「適合」)又は不適合(「-」) (※)
 - 住宅で適合の場合は U_A 値又は η_{AC} 値、非住宅で適合の場合は BPI 値の表示が可能
- (19) ZEB 又は住宅の「ZEH マーク」、「ゼロエネ相当」に関する表示
- (20) 再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(その他一次エネルギー消費量を除く)
- (21) 再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(その他一次エネルギー消費量を除く)
 - *再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含む。
- (22) 申請を受けた年月日 (※)
- (23) 評価を行った評価員の氏名 (※)
- (24) 評価料金の金額 (※)
- (25) 第 10 条第 1 項の BELS 評価書の交付番号 (※)
- (26) 第 10 条第 1 項の BELS 評価書の交付を行った年月日又は第 10 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日 (※)
- (27) その他 BELS 評価書に参考情報として記載した事項 (※)

(※) は必須項目とする。必須項目以外については、評価手法に応じ記載することとし、値が算出されない場合は空欄とする。

2 前項帳簿の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(書類の保存及び管理方法)

第 19 条 評価用提出図書及び BELS 評価書の写し等の保存は、評価中にあっては評価のため特に必要ある場合を除き事務所内において、評価終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第20条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 帳簿 技術的審査の業務を廃止した日の属する年度から5事業年度

(2) 評価用提出図書及びB E L S評価書の写し B E L S評価書の交付を行った日の属する年度から10事業年度

2 センターが評価業務の全部を廃止した場合においては、協会が帳簿及び書類の保管を引き継ぐものとする。

(事前相談)

第21条 申請者は、申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第22条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(協会への報告等)

第23条 センターは、公正な業務を実施するために協会から業務に関する報告等を求められた場合には、評価内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附 則) この評価業務規程は、平成29年6月1日より施行する。

(附 則) この評価業務規程は、平成30年4月1日より施行する。

(附 則) この評価業務規程は、令和元年11月18日より施行する。

(附 則) この評価業務規程は、令和2年7月15日より施行する。

(附 則) この評価業務規程は、令和3年2月15日より施行する。

(附 則) この評価業務規程は、令和4年10月1日より施行する。

【別 表】

「B E L S評価書交付番号の付番方法」

交付番号は、14桁の文字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○○-○○○○-○○○○○』

1～3桁目 B E L Sの登録機関番号

4～5桁目 センターの事務所毎に付する番号

6～9桁目 評価書交付日の西暦

10～14桁目 通し番号（9桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする）

(別記様式第1号)

B E L Sに係る評価申請書

(第一面)

年 月 日

一般財団法人富山県建築住宅センター 理事長 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

B E L Sに係る評価の申請をします。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

<一般財団法人富山県建築住宅センターからのお願い>

BELSに係る評価申請の内容について、個人や個別の建築物が特定されない統計情報として、国土交通省に提供することができるので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

また、BELS評価書取得物件は、申請書・評価書に記載されている項目について、(一社)住宅性能評価・表示協会ホームページにて、BELS事例紹介として評価結果等の公表をさせていただきます。ただし、個人や個別の建築物が特定される情報については、掲載承諾書にて公開の承諾が得られた場合に限ります。

(注意)

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【3. 建築主等】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【建築主等と申請物件の利用関係】

自己所有物件 賃貸物件 給与住宅 分譲物件 その他

【4. 設計者等】

【資格】 () 建築士 () 登録 号

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【5. 工事施工者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【6. 備考】

国庫補助事業への評価書等活用有無 有り (予定を含む) 無し

(注意)

1. 【3. 建築主等】既存建築物の場合、所有者等とします。
また、「建築主等と申請物件の利用関係」における用語の定義は次のとおりです。
 - ①自己所有物件（持ち家、自社ビル等）
申請の対象とする範囲の過半以上を建築主が居住する目的又は自社の事務所等として使用する（予定の）もの。
 - ②賃貸物件（賃貸住宅、賃貸オフィス等）
申請の対象とする範囲の過半以上を建築主又は建築主より委託された会社等が、賃貸借の契約に基づき他人に貸し出す（予定の）もの。
 - ③給与住宅（社宅、公務員住宅等）
申請の対象とする範囲の過半以上を建築主（会社又は団体等）が所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させる（予定の）もの。この場合家賃の支払いの有無を問わない。
 - ④分譲物件（分譲住宅、分譲オフィス等）
申請の対象とする範囲の過半以上を販売する（予定の）もの。
 - ⑤その他
上記以外のもの。
2. 【4. 設計者等】既存建築物の場合、申請に係る設計内容等に責任を負うことができる者とします。
また、資格欄については、資格を持っていない場合は記入不要となります。
3. 【5. 工事施工者】既存建築物の場合で、工事を行わない場合は、記載不要となります。
4. 申請者等が2以上のときは、別紙に必要な事項を記入してください。

建築物に関する事項

【1. 建築物の所在地】【2. 該当する地域の区分】 () 地域

<u>【3. 建築物の用途】</u>	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等
	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物	<input type="checkbox"/> 複合建築物

【4. 建築物の名称】【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階【6. 建築物の構造】 造 一部 造【7. 建築物の延べ面積】 m²【8. 建築物の新築竣工時期 (計画中の場合は予定時期)】 ()【9. 申請の対象とする範囲】

- 一戸建ての住宅 (→申請書第四面作成)
- 共同住宅等の住棟 (住戸数 (戸)) (→申請書第四面作成)
- 建築物全体 (非住宅建築物の全体) (→申請書第四面作成)
- 建築物全体 (複合建築物の全体) (住戸数 (戸)) (→申請書第四面作成)
- 住戸 (共同住宅等・複合建築物の住戸部分の場合)
(建築物全体 (戸) のうち評価申請対象住戸 (戸)) (→申請書第六面作成)
- 住戸 (店舗等併用住宅の住戸部分) (→申請書第六面作成)
- 複合建築物の部分 (非住宅部分全体) (→申請書第七面作成)
- 複合建築物の部分 (住宅部分全体) (住戸数 (戸)) (→申請書第八面作成)
- フロア () 階 (→申請書第五面作成)
- テナント () (→申請書第五面作成)
- 建物用途
非住宅用途1 事務所等 学校等 工場等
非住宅用途2 ホテル等 病院等 百貨店等 飲食店等 集会所等
(→申請書第五面作成)
- その他部分 () (→申請書第四面又は第五面作成)

【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 ()【11. 備考】

(注意)

1. ① この様式で用いる用語は、別に定める場合を除き、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）で定める用語の定義に準じます。（各面共通）
② この様式で用いる用語の定義は、次のとおりです。

(1)一戸建ての住宅	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分における「一戸建ての住宅」
(2)共同住宅等の住棟	住宅のみの建築物全体（一戸建ての住宅を除く）
(3)複合建築物	住宅及び非住宅で構成された建築物（店舗等併用住宅を含む）。評価対象単位は「建物」という。
(4)建築物全体（非住宅建築物の全体・複合建築物の全体）	非住宅の建築物全体及び複合建築物全体。評価対象単位は「建物」という。
(5)住戸	「共同住宅等（下宿、寄宿舎を除く）における単位住戸」、「複合建築物における単位住戸」及び「店舗等併用住宅における単位住戸」
(6)店舗等併用住宅	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分における「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」
(7)フロア	非住宅の任意の階
(8)テナント	任意の店舗部分
(9)建物用途	非住宅のみの建築物全体及び複合建築物の非住宅部分全体のうち単一の用途 (※)の部分 ※基準省令第10条第1項第1号イに定める各用途をいう。
(10)その他部分	「複合建築物の住宅部分全体（複合建築物（店舗等併用住宅を含む。）で単位住戸が一つの場合を除く。）」、「複合建築物の非住宅部分全体」及びその他の評価対象単位に該当しない任意の部分
2. 【4. 建築物の名称】 建築物の部分で申請する場合を除き、評価書に表示される名称となります。
3. 【8. 建築物の新築竣工時期（計画中の場合は予定時期）】 曆は西暦とし年月日を記載してください。改修する場合も記載が必要です。なお、日付は上旬、中旬、下旬とするこども可能です。
4. 【9. 申請の対象とする範囲】 申請範囲により、該当するチェックボックス全てに「✓」マークを入れてください。チェックに応じた枚数の評価書が交付されます。また、評価書が複数交付される場合、第四面から第六面を申請単位ごとに作成してください。
5. 【9. 申請の対象とする範囲】 「フロア」「テナント」「その他部分」の括弧については、それぞれが申請の単位において二以上である場合等により記入できない場合は、行を追加する等による記載を可能とします。
6. 【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 申請対象部分を改修する場合に記載してください。
7. 【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 西暦で年月日を記載してください。
8. 【11. 備考】 必要に応じて、プレート等の交付についての依頼の有無を記載できます。

申請対象に関する事項（建築物）

【1. 申請対象となる建築物の用途】

(建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分)

【2. 申請対象となる建築物の計算対象面積】

	m^2 (内、非住宅部分の面積)	m^2)
--	--------------------	---------

【3. 評価手法（一次エネルギー消費量の計算に用いた方法）】

非住宅 : 通常の計算法（標準入力法・主要室入力法）モデル建物法国土交通大臣が認める方法（）住宅 : 性能基準仕様基準誘導仕様基準国土交通大臣が認める方法（）共同住宅等 : 性能基準（※共用部分の評価 対象 除外）仕様基準国土交通大臣が認める方法（）※共用部分が存する場合は、選択してください。

【4. 外皮性能に関する表示】

非住宅 : 適合・（不適合及び対象外）・BPIの値の記載 (希望する 希望しない)住宅 : 適合・（対象外）（仕様基準の場合は「適合」のみ、以下のチェックは不要）・UAの値の記載 (希望する 希望しない)・ηACの値の記載 (希望する 希望しない)共同住宅等 : 適合（住戸評価 住棟評価）・（対象外）（仕様基準、誘導仕様基準の場合は「適合」のみ、以下のチェックは不要）・UAの値の記載 (希望する 希望しない)・ηACの値の記載 (希望する 希望しない)※記載を希望する場合は、評価書にUA・ηACいずれかを記載します。また、基準値がない場合には記載ができません。

【5. 改修前のBEIの値】

記載なし 記載する（改修前：）

【6. 「ZEBマーク」に関する表示】

記載しない『ZEB』 Nearly ZEBZEB Ready ZEB Oriented

【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

【共通】

記載しない

【住宅】

『ZEH』 (ZEHマーク+「ゼロエネ相当」) Nearly ZEH (ZEHマーク)ZEH Oriented (ZEHマーク)ゼロエネ相当

【住棟】

- 『ZEH-M』(ZEH-Mマーク) N e a r l y Z E H - M (ZEH-Mマーク)
Z E H - M R e a d y (ZEH-Mマーク) Z E H - M O r i e n t e d (ZEH-Mマーク)

【8. 参考情報】

二次エネルギー消費量等に関する項目以外の情報（注意11） 別紙による記載しない

【9. 一戸建ての住宅でZEH Orientedの場合に申告する事項】

ZEH Orientedの要件（注意12）に適合する

【10. ZEB Orientedの場合に申告する事項】

ZEB Orientedの要件（注意13）に適合する

導入する未評価技術の申告（※）（1以上を選択）

CO₂濃度による外気量制御 自然換気システム

空調ポンプ制御の高度化（VWV、適正容量分割、末端差圧制御、送水圧力設定制御等）

空調ファン制御の高度化（VAV、適正容量分割等）

冷却塔ファン・インバータ制御 照明のゾーニング制御

フリークーリングシステム デシカント空調システム

クール・ヒートトレンチシステム ハイブリッド給湯システム等

地中熱利用の高度化（給湯ヒートポンプ、オープンループ方式、地中熱直接利用等）

コージェネレーション設備の高度化（吸収式冷凍機への蒸気利用、燃料電池、エネルギーの面的利用等）

自然採光システム 超高効率変圧器

熱回収ヒートポンプ

【11. 備考】

(注意)

1. 【1. 申請対象となる建築物の用途】 用途が複数の場合は、主要用途をできるだけ具体的に記載してください。
2. 【2. 申請対象となる建築物の計算対象面積】 複合建築物の場合、非住宅部分の面積が分かるよう記載してください。
3. 【3. 評価手法（一次エネルギー消費量の計算に用いた方法）】 共同住宅等 性能基準の共用部分の評価方法の有無は、共用部分が存する場合は、選択してください。また、非住宅の評価手法にBEST省エネ基準対応ツールを用いる場合は、国土交通大臣が認める方法にチェックの上、() 内にBEST省エネ基準対応ツールと記載してください。
4. 【4. 外皮性能に関する表示】 外皮基準適合の場合のみ「BPI、UA又は η_{AC} の値の記載」について「希望する」を選択できます。この場合は、評価書に数値が記載されます。また、「希望しない」を選択した場合は「適合」又は「-」が記載されます。
5. 【4. 外皮性能に関する表示】 共同住宅等の建築物全体として申請する場合、評価方法にかかわらずUA及び η_{AC} の値は全住戸の平均値が評価書に記載されます。
6. 【5. 改修前のBEIの値】 実績値の評価はできません。
7. 【6. 「ZEBマーク」に関する表示】 非住宅のみの建築物全体の申請の場合に記載してください。
8. 【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】 住宅のみの申請の場合に記載してください。
9. 【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】 いずれかの表示を選択した場合、8地域を除き【4. 外皮性能に関する表示】におけるUAの値の記載（適合が前提）は必須です。
10. 【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】 【住棟】においていずれかの表示を選択する場合は、【3. 評価手法（一次エネルギー消費量の計算に用いた方法）】共同住宅等において、性能基準を選択した上で、共用部分が有る場合は共用部分を評価対象としている必要があります。また、【4. 外皮性能に関する表示】共同住宅等において、住戸評価を用いている必要があります。
11. 【8. 参考情報】 評価書の参考情報に記載を希望するその他省エネルギー性能関連情報や災害対策関連情報及び建築物の販売又は賃貸に関して参考となる情報について記載を希望する場合は、「別紙による」をチェックの上、掲載する情報を記載した別紙を提出してください。
12. 【9. 一戸建ての住宅でZEH Orientedの場合に申告する事項】
都市部狭小地^(※1) 及び多雪地域^(※2) に該当する場合で、外皮基準及び一次エネルギー消費量水準に適合する場合に申告してください。
(※1)「北側斜線の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）」又は「高度地区において高度斜線が設定されている地域」等であって、敷地面積が85m²未満で、かつ平屋建て以外の住宅。
(※2)建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域。
13. 【10. ZEB Orientedの場合に申告する事項】「建築物全体（非住宅部分）の延べ面積が10,000m²以上であること」かつ「未評価技術（公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものが対象）を導入すること」の要件を満たし、一次エネルギー消費量水準に適合する場合に申告してください。

■参考情報の二次エネルギー消費量に関する項目について

申請対象に住宅部分（共用部分を除く）が含まれ、かつ、WEBプログラム（※）Ver.2.4.2以降の計算結果を提出する場合、評価書の「参考情報」欄に以下の二次エネルギー消費量に関する情報が表示されます。

【二次エネルギー消費量に関する項目】

(1) 設計二次エネルギー消費量

- ・太陽光発電による削減量(kWh/年) ・コージェネレーションによる削減量(kWh/年)
- ・電力（買電量）(kWh/年) ・ガス(MJ/年) ・灯油(MJ/年)

(2) 基準二次エネルギー消費量

- ・電力(kWh/年) ・ガス(MJ/年) ・灯油(MJ/年)

※ WEBプログラムとは、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」をいいます。

(第五面)

申請対象に関する事項（非住宅の部分）

【1. 申請対象となる非住宅の部分の名称】

【2. 申請対象となる非住宅の部分の用途】

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分

【3. 申請対象となる非住宅の部分の存する階】

【4. 申請対象となる非住宅の部分の計算対象面積】

m²

【5. 評価手法（一次エネルギー消費量の計算に用いた方法）】

通常の計算法（標準入力法・主要室入力法）

モデル建物法

国土交通大臣が認める方法（_____）

【6. 外皮性能に関する表示】

非住宅：適合・一（不適合及び対象外）

・BPIの値の記載（希望する 希望しない）

【7. 改修前のBEIの値】

記載なし 記載する（改修前：_____）

【8. 「ZEBマーク」に関する表示】

記載しない

『ZEB』 Nearly ZEB

ZEB Ready ZEB Oriented

※第三面【9. 申請の対象とする範囲】が、「建物用途」の場合のみ選択

【9. 参考情報】二次エネルギー消費量等に関する項目以外の情報(注意8)

記載しない

別紙による 第四面の参考情報と同じ内容とする

【10. ZEB Orientedの場合に申告する事項】

ZEB Orientedの要件（注意9）に適合する

導入する未評価技術の申告（※）（1以上を選択）

CO₂濃度による外気量制御 自然換気システム

空調ポンプ制御の高度化（VAV、適正容量分割、末端差圧制御、送水圧力設定制御等）

空調ファン制御の高度化（VAV、適正容量分割等）

冷却塔ファン・インバータ制御 照明のゾーニング制御

フリークーリングシステム デシカント空調システム

クール・ヒートトレーンチシステム ハイブリッド給湯システム等

地中熱利用の高度化（給湯ヒートポンプ、オーブンループ方式、地中熱直接利用等）

コージェネレーション設備の高度化（吸収式冷凍機への蒸気利用、燃料電池、エネルギーの面的利用等） 自然採光システム 超高効率変圧器 熱回収ヒートポンプ

【11. 備考】

(注意)

1. この面は、非住宅の部分を申請する場合に作成してください。
2. 【1. 申請対象となる非住宅の部分の名称】評価書に表示される名称です。建築物の部分の評価である旨が分かるように記載してください。
3. 【2. 申請対象となる非住宅の部分の用途】申請対象となる非住宅の用途が複数ある場合、主要用途をできるだけ具体的に記載してください。
4. 【5. 評価手法（一次エネルギー消費量の計算に用いた方法）】BEST省エネ基準対応ツールを用いる場合は、国土交通大臣が認める方法にチェックの上、() 内にBEST省エネ基準対応ツールと記載してください。
5. 【6. 外皮性能に関する表示】外皮基準適合の場合のみ「BPIの値の記載」について「希望する」を選択できます。この場合は、評価書に数値が記載されます。また、「希望しない」を選択した場合は「適合」又は「-」が記載されます。
6. 【7. 改修前のBPIの値】実績値の評価はできません。
7. 【8. 「ZEBマーク」に関する表示】第三面【9. 申請の対象とする範囲】が、「建物用途」の場合は選択してください。
8. 【9. 参考情報】評価書の参考情報に記載を希望する、その他省エネルギー性能関連情報や災害対策関連情報及び建築物の販売又は賃貸に関して参考となる情報がある場合は、「別紙による」をチェックの上、掲載する情報を記載した別紙を提出してください。
9. 【10. ZEB Oriented の場合に申告する事項】「対象範囲の建物用途の延べ面積が10,000 m²以上であること」かつ「対象範囲の建物用途に未評価技術（公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものが対象）を導入すること」の要件を満たし、一次エネルギー消費量水準に適合する場合に申告してください。

(第六面)

申請対象に関する事項（住戸）

【1. 申請対象となる住戸の名称】

【2. 申請対象となる住戸の存する建築物の用途】

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分

【3. 申請対象となる住戸が存する階】

【4. 申請対象となる住戸の計算対象面積】

m²

【5. 評価手法（一次エネルギー消費量の計算に用いた方法）】

- 性能基準
- 仕様基準
- 国土交通大臣が認める方法（_____）

【6. 外皮性能に関する表示】

- 住宅 : 適合・－（対象外）（仕様基準の場合は「適合」のみ、以下の□チェック不要）
・ U_Aの値の記載（※希望する ※希望しない）
・ η_{AC}の値の記載（※希望する ※希望しない）

※記載を希望する場合、評価書にはU_A・η_{AC}いずれかを記載します。また、基準値がない場合には記載ができません。

【7. 改修前のB E Iの値】

- 記載なし 記載する（改修前：_____）

【8. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

- 『ZEH』（ZEHマーク+「ゼロエネ相当」）
- N e a r l y Z E H （ZEHマーク） Z E H R e a d y （ZEHマーク）
- Z E H O r i e n t e d （ZEHマーク）
- ゼロエネ相当 記載しない

【9. 参考情報】二次エネルギー消費量等に関する項目以外の情報(注意8)

- 記載しない
別紙による 第四面の参考情報と同じ内容とする

【10. 店舗等併用住宅の住戸部分でZEH Orientedの場合に申告する事項】

- ZEH Orientedの要件（注意9）に適合する

【11. 備考】

(注意)

1. この面は、住戸の申請がある場合に作成してください。
2. この面は、複数の住戸を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
3. 【1. 申請対象となる住戸の名称】評価書に表示される名称です。住戸の評価である旨が分かるように記載してください。
4. 【2. 申請対象となる住戸の存する建築物の用途】当該欄に記載される内容にかかわらず、評価書の「申請対象部分に関する基本的事項」の用途欄には「住宅」と表示されます。
5. 【6. 外皮性能に関する表示】外皮基準適合の場合のみ「 U_A 又は η_{AC} の値の記載」について「希望する」を選択できます。この場合は、評価書に数値が記載されます。また、「希望しない」を選択した場合は「適合」又は「-」が記載されます。
6. 【7. 改修前のB E I の値】実績値の評価はできません。
7. 【8. 「Z E Hマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】いずれかの表示を選択した場合、8地域を除き【6. 外皮性能に関する表示】における U_A の値の記載（適合が前提）は必須です。
また、店舗等併用住宅の住戸部分の場合、Z E H R e a d yを選択できません。
8. 【9. 参考情報】評価書の参考情報に記載を希望するその他省エネルギー性能関連情報や災害対策関連情報及び建築物の販売又は賃貸に関して参考となる情報について記載を希望する場合は、「別紙による」をチェックの上、掲載する情報を記載した別紙を提出してください。
9. 【10. 店舗等併用住宅の住戸部分でZ E H O r i e n t e dの場合に申告する事項】「北側斜線の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）」又は「高度地区において高度斜線が設定されている地域」等であって、敷地面積が85 m²未満で、かつ平屋建て以外の住宅及び建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域で外皮基準及び一次エネルギー消費量水準に適合する場合に申告してください。

■参考情報の二次エネルギー消費量に関する項目について

申請対象に住宅部分（共用部分を除く）が含まれ、かつ、WEBプログラム（※）Ver. 2.4.2以降の計算結果を提出する場合、評価書の「参考情報」欄に以下の二次エネルギー消費量に関する情報が表示されます。

【二次エネルギー消費量に関する項目】

(1) 設計二次エネルギー消費量

- ・太陽光発電による削減量(kWh/年) ・コージェネレーションによる削減量(kWh/年)
- ・電力（買電量）(kWh/年) ・ガス(MJ/年) ・灯油(MJ/年)

(2) 基準二次エネルギー消費量

- ・電力(kWh/年) ・ガス(MJ/年) ・灯油(MJ/年)

※ WEBプログラムとは、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」をいいます。

(別記様式第2号)

B E L Sに係る変更評価申請書

(第一面)

年 月 日

一般財団法人富山県建築住宅センター 理事長 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

下記の建築物について、B E L Sに係る変更評価の申請をします。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【計画を変更する建築物の直前の評価】

- | | | | |
|--------------------|---|---|---|
| 1. B E L S評価書交付番号 | 第 | 号 | |
| 2. B E L S評価書交付年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3. B E L S評価書交付者 | | | |
| 4. 変更の概要 | | | |

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

<一般財団法人富山県建築住宅センターからのお願い>

BELSに係る評価申請の内容について、個人や個別の建築物が特定されない統計情報として、国土交通省に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

また、BELS評価書取得物件は、申請書・評価書に記載されている項目について、(一社)住宅性能評価・表示協会ホームページにて、BELS事例紹介として評価結果等の公表をさせていただきます。ただし、個人や個別の建築物が特定される情報については、掲載承諾書にて公開の承諾が得られた場合に限ります。

(注意)

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 次の変更内容の場合は第三面までの提出とすることができます。第二面の申請者等の概要、第三面の【1. 建築物の所在地】、【4. 建築物の名称】。
- 第四面以降は別記様式第1号を使用してください。

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【3. 建築主等】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【建築主等と申請物件の利用関係】

自己所有物件 賃貸物件 給与住宅 分譲物件 その他

【4. 設計者等】

【資格】 () 建築士 () 登録 号

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【5. 工事施工者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【6. 備考】

国庫補助事業への評価書等活用有無 有り (予定を含む) 無し

(注意)

1. 【3. 建築主等】既存建築物の場合、所有者等とします。
2. 【4. 設計者等】既存建築物の場合、申請に係る設計内容等に責任を負うことができる者とします。
また、資格欄については、資格を持っていない場合は記入不要となります。
3. 【5. 工事施工者】既存建築物の場合で、工事を行わない場合は、記載不要となります。
4. 申請者等が2以上のときは、別紙に必要な事項を記入してください。

建築物に関する事項

【1. 建築物の所在地】【2. 該当する地域の区分】 () 地域

<u>【3. 建築物の用途】</u>	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等
	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物	<input type="checkbox"/> 複合建築物

【4. 建築物の名称】【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階【6. 建築物の構造】 造 一部 造【7. 建築物の延べ面積】 m²【8. 建築物の新築竣工時期 (計画中の場合は予定時期)】 ()【9. 申請の対象とする範囲】

- 一戸建ての住宅 (→申請書第四面作成)
- 共同住宅等の住棟 (住戸数 (戸)) (→申請書第四面作成)
- 建築物全体 (非住宅建築物の全体) (→申請書第四面作成)
- 建築物全体 (複合建築物の全体) (住戸数 (戸)) (→申請書第四面作成)
- 住戸 (共同住宅等・複合建築物の住戸部分の場合)
 - (建築物全体 (戸) のうち評価申請対象住戸 (戸)) (→申請書第六面作成)
 - 住戸 (店舗等併用住宅の住戸部分) (→申請書第六面作成)
 - 複合建築物の部分 (非住宅部分全体) (→申請書第七面作成)
 - 複合建築物の部分 (住宅部分全体) (住戸数 (戸)) (→申請書第八面作成)
 - フロア () 階 (→申請書第五面作成)
 - テナント () (→申請書第五面作成)
 - 建物用途
 - 非住宅用途1 事務所等 学校等 工場等
 - 非住宅用途2 ホテル等 病院等 百貨店等 飲食店等 集会所等 (→申請書第五面作成)
 - その他部分 () (→申請書第四面又は第五面作成)

【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 ()【11. 備考】

(注意)

1. ① この様式で用いる用語は、別に定める場合を除き、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）で定める用語の定義に準じます。（各面共通）
② この様式で用いる用語の定義は、次のとおりです。

(1)一戸建ての住宅	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分における「一戸建ての住宅」
(2)共同住宅等の住棟	住宅のみの建築物全体（一戸建ての住宅を除く）
(3)複合建築物	住宅及び非住宅で構成された建築物（店舗等併用住宅を含む）。評価対象単位は「建物」という。
(4)建築物全体（非住宅建築物の全体・複合建築物の全体）	非住宅の建築物全体及び複合建築物全体。評価対象単位は「建物」という。
(5)住戸	「共同住宅等（下宿、寄宿舎を除く）における単位住戸」、「複合建築物における単位住戸」及び「店舗等併用住宅における単位住戸」
(6)店舗等併用住宅	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分における「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」
(7)フロア	非住宅の任意の階
(8)テナント	任意の店舗部分
(9)建物用途	非住宅のみの建築物全体及び複合建築物の非住宅部分全体のうち単一の用途（※）の部分 ※基準省令第10条第1項第1号イに定める各用途をいう。
(10)その他部分	「複合建築物の住宅部分全体（複合建築物（店舗等併用住宅を含む。）で単位住戸が一つの場合を除く。）」、「複合建築物の非住宅部分全体」及びその他の評価対象単位に該当しない任意の部分
2. 【4. 建築物の名称】 建築物の部分で申請する場合を除き、評価書に表示される名称となります。
3. 【8. 建築物の新築竣工時期（計画中の場合は予定時期）】 曆は西暦とし年月日を記載してください。なお、日付は上旬、中旬、下旬とすることも可能です。
4. 【9. 申請の対象とする範囲】 申請範囲により、該当するチェックボックス全てに「✓」マークを入れてください。チェックに応じた枚数の評価書が交付されます。また、評価書が複数交付される場合、第四面から第六面を申請単位ごとに作成してください。
5. 【9. 申請の対象とする範囲】 「フロア」「テナント」「その他部分」の括弧については、それぞれが申請の単位において二以上である場合等により記入できない場合は、行を追加する等による記載を可能とします。
6. 【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 申請対象部分を改修する場合に記載してください。
7. 【10. 申請対象部分の改修の竣工時期】 西暦で年月日を記載してください。
8. 【11. 備考】 必要に応じて、プレート等の交付についての依頼の有無を記載できます。

(別記様式第3号)

取下げ届

年　月　日

一般財団法人富山県建築住宅センター 理事長 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

月　日に申請した下記のB E L Sに係る評価申請につきまして、申請を取り下げます。

記

1. 申請書提出日　：　　年　月　日

2. 建築物の名称　：

3. 建築物の所在地　：

(別記様式第4号)

評価書を交付できない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者の氏名又は名称 殿

一般財団法人富山県建築住宅センター
理事長 印

貴社より申請のあった別添のB E L Sに係る評価申請書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により評価書を交付できませんので、その旨の通知書を交付します。

(理由)